

令和5年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT 事業))

公募の予告

令和6年3月4日

一般社団法人 温室効果ガス審査協会 (GAJ) は環境省の事業である令和5年度補正予算の「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業」(SHIFT 事業 : Support for High-efficiency Installations for Facilities with Targets) の執行団体に採択され、一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC) および一般財団法人日本海事協会 (ClassNK) を共同事業者とするコンソーシアムとして事業を実施します。この度、SHIFT 事業の公募開始に先立ち、公募の概要を以下の通りご案内します。

1. SHIFT 事業の概要

① CO2 削減計画策定支援(補助率 3/4、補助上限 : 100 万円)

中小企業等による工場・事業場での CO2 削減目標・計画の策定を支援

※CO2 排出量を見える化する DX システムを用いて運用改善を行う DX 型計画は、補助上限 200 万円

② 省 CO2 型設備更新支援

A. 標準事業 : CO2 排出量を工場・事業場単位で 15%以上又は主要なシステム系統で 30%以上削減する設備更新を支援 (補助率 1/3、補助上限 : 1 億円)

B. 大規模電化・燃料転換事業 : 主要なシステム系統で i) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援 (補助率 1/3、補助上限 : 5 億円)

i) 電化・燃料転換

ii) 4,000t-CO2/年以上削減

iii) CO2 排出量を 30%以上削減

C. 中小企業事業 : 中小企業等による設備更新に対し、以下の i) ii) のうちいずれか低い額を支援 (補助上限 0.5 億円)

i) 年間 CO2 削減量×法定耐用年数×7,700 円/t-CO2(円)

ii) 補助対象経費の 1/2(円)

③ 企業間連携先進モデル支援 (補助率 1/3、1/2、補助上限 5 億円)

Scope3 削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場の CO2 排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援 (2 カ年以内)

2. 公募方法

各公募に関する規定・様式類を公募開始時に SHIFT 事業ウェブサイトで公開しますので、この規定・様式類に従って応募してください。

3. 公募期間（予定）

公募開始 令和6年3月25日（月）

【CO2削減計画策定支援】

公募締切 令和6年5月31日（金）12時必着

【省CO2型設備更新支援、企業間連携先進モデル支援】

（1）一次公募 締切

令和6年4月30日（火）12時必着

（2）二次公募 締切

令和6年5月31日（金）12時必着

※公募開始日は同じですが、締切は2回設定します。一次公募、二次公募それぞれで同程度の採択可能額を設ける予定です。

※一次公募で不採択となった応募は、応募者が希望し、また応募内容に変更がない場合は二次公募にも応募があったものと取扱い、二次公募での審査を行う予定です。

公募を開始する際には、SHIFT 事業ウェブサイトを通じてお知らせする予定です。

4. 公募説明会（予定）

本事業への申請をご検討される事業者様への公募説明会を東京および大阪で開催します。公募説明会内容は以下です。

会議名：令和5年度補正予算 SHIFT 事業公募説明会

東京会場

日時：4月5日（金） 受付開始：12:30、 説明会：13:00～16:30

場所：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

大阪会場

日時：4月9日（火） 受付開始：12:30、 説明会：13:00～16:30

場所：TKP ガーデンシティ大阪梅田

会議方式：ハイブリッド方式（会議状況をオンラインにて配信します。）

申込時期・方法：両会場での参加申込ならびにオンライン参加申込は公募開始に先立ち3月15日から申込を開始します。別途SHIFT 事業ウェブサイトに掲載される詳細を参照戴き応募下さい。

尚、会場での説明会参加は一社につき最大2名までとします。会場への参加は定員になり次第受付終了します。また公募関連資料は会場配付しませんので、各自持参ください。

4. 役割分担・問合せ先・公募に関する規定類公開ウェブサイト

(1) 役割分担

3団体のコンソーシアムにて事業を分担し実施しますが、その役割分担は以下です。

執行団体	担当事業
一般社団法人 温室効果ガス審査協会 (GAJ)	① CO2削減計画策定支援 ② 省CO2型設備更新支援 (A. 標準事業、B. 大規模電化・燃料転換事業)
一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)	② 省CO2型設備更新支援 (C. 中小企業事業)
一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)	③ 企業間連携先進モデル支援

(2) 公募に関する問合せ先

公募に関するお問合せがある場合は、前記表より担当事業から該当する団体を選択し、下記記載の各執行団体担当部署へ記載の質問手法に従って問合せ下さい。また、問い合わせは公募開始予定日 (3/25) から受け付けます。

■一般社団法人 温室効果ガス審査協会 (GAJ)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-29-1 住友不動産一ツ橋ビル 7階
事業運営センター 事業部

問合せ専用メールアドレス：shift@gaj.or.jp

SHIFT 事業ウェブサイト <https://shift.env.go.jp/> から質問フォームをダウンロードし、質問内容を記載の上、メールに添付して問合せ下さい。

■一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 38 鳥本鋼業ビル 3階

EIC ウェブサイト上の問い合わせフォームで問い合わせてください。

問い合わせフォーム：https://inq.eic.or.jp/subsidy/shift_r04c/

■一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

問合せ先メールアドレス：shift@classnk.or.jp

ClassNK ウェブサイト <https://shift.classnk.or.jp/> から公募質問票をダウンロードし、質問内容を記載の上、メールに添付して問合せ下さい。

以上

【(参考) 令和6年1月の公募予告の掲載内容】黄色着色箇所は1月予告からの変更点です。

1. 令和5年度公募からの主な変更点等

○省 CO2 型設備更新支援 (A. 標準事業、B. 大規模電化・燃料転換事業)

- ・基準年度排出量は、設備更新前の工場・事業場のエネルギー起源 CO2 排出量で直近過去3年間の平均値(令和3年度～令和5年度) または令和5年度のいずれか任意で設定可能となります。
- ・複数年度事業は 2カ年までとします。

○省 CO2 型設備更新支援 (C. 中小企業事業)

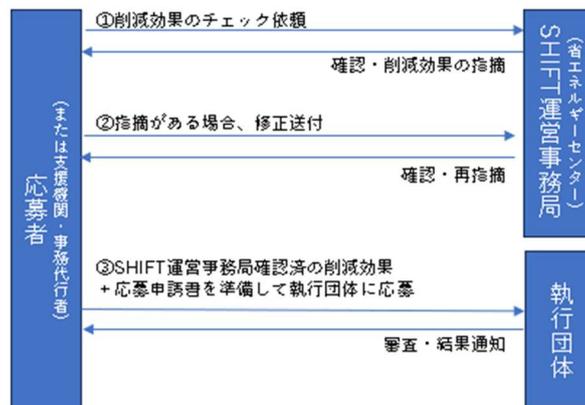
- ・採択決定から交付決定までの期間を短縮し、早期の事業着手を可能にするため今回の公募から SHIFT 事業への応募前に SHIFT 事業運営事務局 (一般財団法人 省エネルギーセンター) による実施計画書 (CO2 削減効果) のチェックが完了することを必須とします (事前チェックを経ずに応募はできません)。詳細については一般財団法人 省エネルギーセンターHP (URL:

<https://www.eccj.or.jp/shift/check/index.html>) 内で案内いたします。

※事前チェック要する期間や締切りは、上記 HP でご案内しています。

※令和6年4月以降の事前チェックは、令和5年度補正 SHIFT 事業運営事務局に選定した一般財団法人 省エネルギーセンターにて実施します。

【令和5年度補正予算の設備更新支援C中小企業事業の応募フロー】



※運営事務局で事前に確認するのは削減効果に関わる部分のみです。
※運営事務局で確認済の案件でも、執行団体での審査により不採択となる場合もあります。

- ・CO2 排出量の算出は、従来通り支援機関 (<https://shift.env.go.jp/participant/support>) による診断に加えて、事業者自らの診断に基づく結果でも応募可能とします。
- ・基準年度排出量は、設備更新前の工場・事業場のエネルギー起源 CO2 排出量で直近過去3年間の平均値(令和3年度～令和5年度) または令和5年度のいずれか任意で設定可能となります。なお、令和5年度で SHIFT 事業の CO2 削減計画策定支援を受けた事業者は計画策定時の令和2年度～令和4年度の平均値または令和4年度を基準年度排出量として応募可能です。
- ・複数年度事業も可能とします。(2カ年まで)

○企業間連携先進モデル支援

- ・応募可能な Scope 3 のカテゴリーは以下のとおりとする予定です。

Scope3 カテゴリー		
1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1, 2 に含まれない 燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送（上流）	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産（上流）	×
9	輸送、配送（下流）	応募可能
10	販売した製品の加工	×
11	販売した製品の使用	×
12	販売した製品の廃棄	×
13	リース資産（下流）	×
14	フランチャイズ	×
15	投資	×

○共通

- ・以下に該当する事業場は応募できません。

- ① 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業場
- ② 旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受け旅館業を営む者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業場

2. その他

令和3年度～令和5年度に採択した事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

令和3年度当初予算SHIFT事業採択事業情報

・全採択事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
設備更新補助事業A 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	26.9 ※4	2,220	29,459
設備更新補助事業A 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	50.3 ※5	2,245	26,125
設備更新補助事業B	36.8 ※5	372,627	7,987

令和4年度当初予算SHIFT事業採択事業情報

・全採択事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
設備更新補助事業A 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	24.2 ※4	3,940	15,560
設備更新補助事業A 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	50.9 ※5	6,640	15,230
設備更新補助事業B	38.3 ※5	116,894	9,182

令和4年度補正予算・令和5年度当初予算SHIFT事業採択事業情報

・全採択事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
A. 標準事業 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	23.1 ※4	1,255	54,669
A. 標準事業 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	42.4 ※5	2,576	37,717
B. 大規模電化・燃料転換事業	38.0 ※5	60,634	8,080
C. 中小企業事業	30.5	4,239	15,612

※1 CO2排出削減量/年÷基準年度CO2排出量

※2 法定耐用年数×CO2排出削減量/年

※3 補助対象経費÷(法定耐用年数×CO2排出削減量/年)

※4 工場・事業場単位での削減率です。

※5 主要なシステム系統単位での削減率です。